（削る）	
（削る）	
(8)～(10)　（略）	
(11)　コンピュータ断層撮影装置の数	
(i)　百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	
(ii)　六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	
(iii)～(v)　（略）	
(12)～(23)　（略）	（略）

入院患者に提供する医療の内容	
（略）	（略）
六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況	（略）
イ～ル　（略）	
（削る）	
ヲ～レ　（略）	
（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）
イ～カ　（略）	
（削る）	
ヨ～レ　（略）	
（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	
イ～ル　（略）	
ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の（2）ト又は同（4）ハの日常生活機能の評価をいう。）ワにおいて同	

(6)　小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨	
(7)　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨	
(8)～(10)　（略）	
(11)　コンピュータ断層撮影装置の数	
（新設）	
(i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	
(ii)～(iv)　（略）	
(12)～(23)　（略）	（略）

入院患者に提供する医療の内容	
（略）	（略）
六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況	（略）
イ～ル　（略）	
ヲ　脳血管内手術の実施件数	
ワ～ソ　（略）	
（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）
イ～カ　（略）	
ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数	
タ～ソ　（略）	
（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	
イ～ル　（略）	
ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の（2）ト又は同（4）ハの日常生活機能の評価をいう。）ヲにおいて同	